

別紙

1 希望調査対象事業及び提出書類

希望調査対象事業	事業概要	提出書類
① 地域課題解決コミュニティ活性化事業	1	様式1
② 商店街に関わる人材育成交流促進事業	2	様式2
③ 商店街にぎわい施設・設備整備事業（※）	3	様式3
④ 地域消費拡大事業	4	様式4

2 提出期限

令和4年4月22日（金）

3 留意事項

(1) 今回の調査は、令和4年度の補助対象事業としての検討を行うものであり、事業を計画されている場合には、必ず調査票を提出してください。なお、事業内容、支出の内容・金額、事業効果等について、十分に検討・精査していただくようお願いいたします。また、希望のあった全ての団体に補助金の交付を確約するものではありません。あくまで予算の範囲内での執行になるため、希望調査票を提出されても、御希望に添えない場合もありますのであらかじめ御了承願います。

※ 「③商店街にぎわい施設・設備整備事業」については、昨年秋に実施しました希望調査にて調査票をご提出いただきました団体のみが対象となります。

※ 「①地域課題解決コミュニティ活性化事業」、「②商店街に関わる人材育成交流促進事業」及び「④地域消費拡大事業」については、事業期間が令和5年2月末までに完了する事業が対象となります。令和5年3月末までの事業をお考えの場合は、個別にご相談下さいますようお願いいたします。

(2) 希望調査に基づき、令和4年度補助対象事業の検討を行いますが、その際、ヒアリングの実施（④地域消費拡大事業を除く）や、追加資料の提出等を求めることがありますので、あらかじめ御了解ください。なお、ヒアリングには市町村担当者も出席していただくようお願いいたします。

(3) 事業の早期着手を希望される団体がある場合は、上記提出期日に関わらず、御連絡いただきますようお願いいたします。

4 補助対象事業として採択された場合の手続き等

補助対象事業として採択された場合、内示後、原則として1ヶ月以内に交付申請書を提出してください。ただし「②商店街に関わる人材育成交流促進事業」のみ内示はありません。

5 提出先 ※Excelデータでの送付をお願いします。

<p>京都市内の 対象事業者</p>	<p>京都府商工労働観光部 中小企業総合支援課 商業支援係 森元、篠原 アドレス：s-morimoto35@pref.kyoto.lg.jp a-shinohara37@pref.kyoto.lg.jp</p> <p>*本調査のとりまとめについて、下記の団体に協力いただいておりますが、具体的な提出方法については、加盟の商店街・小売市場等と調整願います。</p> <p>(取りまとめ依頼団体：京都商店連盟、京都商工会議所中小企業支援部、京都府中小企業団体中央会、京都小売市場連合会、京都市小売商総連合会)</p>
<p>京都市以外の 対象事業者</p>	<p>各振興局を通じて各市町村商業振興担当課にとりまとめを依頼しております。具体的な提出方法については、各市町村商業振興担当者と調整願います。</p>

6 参 考 希望調査ご記入時にご活用ください。

○支出経費の分類

報 償 費	講演会・研修会などの講師、ゲストスピーカーに対する謝礼など
旅 費	講演会・研修会などの講師、ゲストスピーカーに係る交通費など
消 耗 品 費	事務用品など、短期に消費される物品の購入経費
印 刷 製 本 費	チラシ、パンフレット、会議資料など、印刷物の作成等の経費
役 務 費	会場設営など、人的なサービスの提供に対する経費
通 信 運 搬 費	郵便料、運搬料など、通信及び運搬に要する経費
広 告 料	チラシの新聞折込手数料など、広告に要する経費
使用料及び賃借料	会場、店舗、機器等の使用及び賃借に要する経費
委 託 料	専門的な業務などの委託に要する経費
工事費・修繕費	建築物、工作物等の工事・修繕等に要する経費
備 品 購 入 費	比較的長期間の使用に耐える物の購入経費（補助対象事業にのみ使用するものに限る。）

○主な補助対象外経費

人件費、飲食に係る経費、銀行等への振込手数料、代引手数料、道路使用許可等の申請に係る手数料、著作権・意匠登録等権利の取得に係る経費、経常的な団体運営に要する経費（電話代、光熱水費、ガソリン代など経常的な経費との区分ができない経費を含む）、汎用性の高い備品（車両、パソコン、プリンタ、カメラなど補助目的以外の他の機会でも使用できるもの）の購入に係る経費、レンタルにより事業実施可能な備品（テント、音響機材、プロジェクターなど）の購入に係る経費、その他公金で補助することが不適切と考えられる経費

7 今後のスケジュール（見込み）

（1）地域課題解決コミュニティ活性化事業

3月～4月	希望調査実施（商店街創生センター相談受付）
希望調査票提出後	ヒアリング、専門家による意見聴取会議
6月～	内示
内示後1ヶ月以内	交付申請書の提出

（2）商店街に関わる人材育成交流促進事業

3月～4月	希望調査実施（商店街創生センター相談受付）
希望調査票提出後	必要に応じてヒアリング
	交付申請書の提出

※商店街に関わる人材育成交流促進事業については、内示はありません。

（3）商店街にぎわい施設・設備整備事業

3月～4月	希望調査実施（令和3年秋の希望調査時提出された団体のみ）
希望調査票提出後	ヒアリング
6月～	内示
内示後1ヶ月以内	交付申請書の提出

（4）地域消費拡大事業

3月～4月	希望調査実施（商店街創生センター相談受付）
6月～	内示
内示後1ヶ月以内	交付申請書の提出